



2019年6月7日

各 位

会 社 名 日本ケミファ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山口 一城  
(コード番号 4539 東証第1部)  
問合せ先 取締役専務執行役員 轡田 雅則  
(TEL 03-3863-1211)

## 公正取引委員会の発表に関する再発防止策と役員等の処分について

すでにお知らせいたしましたとおり、6月4日、公正取引委員会より炭酸ランタンOD錠の製造販売業者のうち1社に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令および課徴金納付命令が通知され、当社は、行政処分は課されなかったものの違反行為に関わったと認定されました。

当社は今回の件を厳粛に受け止め、再発防止策および責任者の処分について検討してまいりましたが、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 再発防止策について

当社は、これまでグループ内のコンプライアンスの徹底を図るべく、関連諸規程を整備するとともに、法令等遵守ハンドブックを作成しグループ役職員への研修を実施するなど、法令遵守の周知を図ってまいりましたが、これまでの施策に加えて、以下の再発防止策を経営陣自らのコミットメントとイニシアティブのもとで実施してまいります。

主な項目	策定内容	状況
規程の制定・改定	<u>独占禁止法等遵守規程の制定</u> 独占禁止法違反行為再発防止を目的に、競合他社等との接触における事前相談・承認および事後報告手続きや、定期的な研修義務等を規定した、当社グループに統一的に適用する独占禁止法等遵守規程を新たに制定し、各事業部における自主点検と監査部門による重層的な監査を行うことといたしました。	実施済み
	<u>同規程運用細則である「ガイドライン」の制定</u> 上記規程をグループ全役職員に理解させ、行動の適正を図ることを目的に、独占禁止法等で禁止される行為や守るべき基本方針等を明確化したガイドラインを速やかに制定します。	2019年度 上期中制定

	<u>法令等の遵守の推進に関する規程および日本ケミファ法令等遵守行動基準の改正</u> すでに規定されている法令等の遵守の推進に関する規程や日本ケミファ法令等遵守行動基準に関しても、独占禁止法等遵守に関わる規定を改定し強化してまいります。	同上
	<u>就業規則の改正</u> 就業規則において、独占禁止法の違反行為が懲戒免職を含む処分対象となることを明記することで、違反行為の抑止力を強化してまいります。	同上
教育・研修の強化	<u>全役職員を対象とした独占禁止法研修の実施</u> グループ全役職員を対象に、独占禁止法に関する研修を実施し、コンプライアンス意識の更なる向上を図り、行動に定着させるための研修を実施しております。	継続実施中
	<u>独占禁止法に重点をおいたコンプライアンス研修の定例・義務化</u> 来年度以降は、これまで実施してきたコンプライアンス研修に加え、独占禁止法の遵守に重点を置いた教育プログラムを導入いたします。	2020年度より定期化
その他	<u>内部通報制度の強化</u> 独占禁止法に抵触する行為を未然に防ぐことを目的に、内部通報制度の意義や活用方法を周知し、当該制度の利用を促進してまいります。	実施済み
	<u>内部監査の強化</u> 内部監査の定期監査項目に独占禁止法に関する事項を加え、継続的なモニタリングを実施してまいります。	実施済み

## 2. 役員等の処分について（6月7日実施）

- ・ 代表取締役社長以下の監督責任取締役（4名）の報酬自主返上
- ・ その他の関係者についても社内規程に基づく処分

当社グループは経営トップをはじめとする全グループ役職員の違反行為廃絶への固い決意のもとに、さらなるコンプライアンスの強化と法令遵守の徹底を図ることで信頼回復に努めてまいります。

以上